

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治してまいります。

当社は、グループ会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項をグループの各種基本方針で定めております。また、主なグループ会社の事業戦略および事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とするとともに、グループの各種基本方針の遵守状況および事業計画の実施状況等について確認することなどにより、主なグループ会社の経営管理を行います。

当社は、経営戦略に基づき定めた業績指標等に対する達成度により、毎年、主なグループ会社の業績評価を行い、その評価結果を当該グループ会社の役員報酬に反映させます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則につきまして、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】

(1)政策保有株式の政策保有に関する方針につきましては、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」(以下「基本方針」といいます)第3条に次のとおり規定しております。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(2)政策保有株式につきましては、毎年、取締役会で主要銘柄につきリスク・リターンを検証し、経済合理性を確認しております。

(3)議決権行使に関する基準につきましては、当社の中核子会社である東京海上日動火災保険株式会社が次のとおり定めており、同社のホームページの「日本版スチュワードシップ・コードについて」(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/about/policy/stewardship.html#anc05>)において開示しております。

＜東京海上日動火災保険株式会社:日本版スチュワードシップ・コードについて(抜粋)＞

・当社は、企業価値を大きく毀損させる可能性がある議案については、これらを精査した上で賛否を決定いたします。当社が着目する精査項目は以下のとおりです。

- ・取締役の選任および解任(一定期間連続で赤字である企業等)
- ・退職慰労金贈呈(一定期間連続で赤字である企業等)
- ・役員報酬の増額改定(一定期間連続で赤字である企業等)
- ・新株および新株予約権の有利発行
- ・合併、買収、営業の譲渡・譲受け等の組織再編
- ・純資産の減少を伴う減資
- ・買収防衛策の導入
- ・社外取締役の有無
- ・株主提案 等

なお、法令違反や反社会的行為に該当する議案については、事情の有無を問わず反対します。

【原則1－7】

関連当事者間の取引の手続きの枠組みにつきましては、基本方針第4条に次のとおり規定しております。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

【原則3－1】

(1)経営理念につきましては、当社ホームページにて開示しております「経営理念」(<http://www.tokiomarinehd.com/company/philosophy.html>)をご参照ください。経営戦略および経営計画につきましては、当社ホームページにて開示しております「経営戦略」(<http://www.tokiomarinehd.com/ir/management/strategy/>)をご参照ください。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、添付の基本方針をご参照ください。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、同基本方針第1条に次のとおり規定しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

(3) 役員報酬の決定に関する方針と手続につきましては、次のとおり、基本方針第17条から第20条までに規定しております。

(報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

(1) 当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価

(2) 当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

(1) 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。

(2) 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。

(3) 経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。

(4) 経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。

2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。

3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

(役員報酬体系)

第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。

2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。

3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

(4) 役員の選任・指名に関する方針と手続につきましては、次のとおり、基本方針第9条および第12条から第15条までに規定しております。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社(東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。)の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(指名委員会の役割)

第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

(1) 当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任

(2) 当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

(指名委員会の構成)

第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(5) 個々の役員の選任・指名についての説明につきましては、次のとおりです。

a. 社外取締役

下記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【取締役関係】会社との関係(2)「選任の理由」をご参照ください。

b. 社外監査役

下記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】会社との関係(2)「選任の理由」をご参照ください。

c. 社内役員

□ 隅修三取締役会長

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画業務や国内保険営業に従事し、同社取締役ロンドン首席駐在員等を経て、当社取締役社長および取締役会長を歴任するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□永野毅取締役社長

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事し、同社取締役社長を経て、現在ではグループCEOとして東京海上グループ全般の経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

(a)業務執行役員の首班として、会社全般の業務を総理すること。

(b)取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□岩崎賢二専務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や経営企画業務に従事した後、同社専務取締役として経営企画部門や広報部門を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・グループ事業戦略・シナジーを総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□藤井邦彦専務取締役

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画や海外保険事業に従事した後、当社専務執行役員としてM&Aを中心とした海外事業戦略や海外ERM(統合リスク管理)を担当するなどの豊富なグローバル経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

(a)グループリスク管理を総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

(b)取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□石井一郎専務取締役

東京海上火災保険株式会社入社以来、商品企画業務や米国、アジアをはじめとした海外保険事業に従事した後、同社および当社の専務取締役として海外事業を総括するなどの豊富なグローバル経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

(a)グループ海外事業を総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

(b)取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□Ian Brimecome専務執行役員

欧米の投資銀行において数多くの保険会社のM&Aを手掛けるなどした後、2007年の当社上級戦略アドバイザー就任以降は当社グループの海外保険事業の拡大に貢献し、現在は当社の専務執行役員として欧州および再保険事業をはじめとする海外事業部門を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・海外保険事業を担当する業務執行役員として担当業務を適切に決定執行すること。

□藤田裕一常務取締役

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務に従事した後、同社および当社の常務取締役として経理、財務企画を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

(a)グループ資産運用を総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

(b)取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□森正三常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や商品企画業務に従事した後、同社常務取締役として保険引受分野を総括するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・グループ保険引受・保有政策を総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□五十嵐芳彦常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主にIT企画、国内保険営業や契約業務サービス業務に従事した後、同社常務取締役および当社常務執行役員としてIT企画部門を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・グループITを総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□岡田誠常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業、人事企画や営業企画業務に従事した後、当社常務執行役員として中国をはじめとする海外事業部門を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・海外保険事業を担当する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□湯浅隆行常務取締役

東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務および国内生損保事業に従事した後、同社および当社の常務取締役としてリスク管理部門を総括するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

(a)グループ資本政策を総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

(b)取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□大場肇常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や人事企画業務に従事した後、同社常務取締役および当社常務執行役員として人事企画部門を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・グループ人事を総括する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□松原正浩常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や海外保険事業に従事した後、当社の執行役員海外事業企画部長として指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・海外保険事業を担当する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□小宮暁常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業、人事企画や営業企画業務に従事した後、当社の執行役員経営企画部長として指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・事業戦略を担当する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□原島朗常務執行役員

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に海外保険事業などに従事した後、当社の執行役員経営企画部長として指揮を執ったほか米州事業を総括するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・海外保険事業を担当する業務執行役員として、担当業務を適切に決定執行すること。

□北沢利文取締役

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画や国内保険営業、グループ会社経営に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長を経て、現在では東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□広瀬伸一取締役

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内生損保事業に従事し、現在では東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長として経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすこと。

□玉井孝明常勤監査役

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画、商品企画、海外保険事業に従事し、当社取締役就任後は経営企画、リスク管理および海外保険事業を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・適切な監査機能を果たすこと。

□伊藤卓常勤監査役

東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、経営企画、法務業務に従事し、当社取締役就任後はリスク管理、法務および監査部門を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、以下を期待するためであります。

・適切な監査機能を果たすこと。

【補充原則4-1-1】

経営陣に対する委任の範囲につきましては、基本方針第7条に次のとおり規定しております。

(取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。

3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。

4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

【原則4-8】

当社は、取締役12名のうち、独立社外取締役を4名選任しております。

【原則4-9】

独立社外取締役を含む社外役員の独立性判断基準につきましては、基本方針第16条に次のとおり規定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

第16条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。

(1)当社の経営者または従業員である(あった)者

(2)当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者

(3)当社の役員と親族関係にある者

(4)当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者

(5)当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

(別表)社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

(1)当社またはその子会社の業務執行者である者

(2)過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者

(3)当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者

(4)当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者

(5)当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者

(6)当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者

(7)当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者

(8)当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの

(9)直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

【補充原則4-11-1】

取締役会の構成に関する考え方につきましては、基本方針第8条に次のとおり規定しております。

(取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。

3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の兼任状況につきましては、当社ホームページにて開示しております「第14回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」および「2015年度事業報告(第14期報告書)」(<http://www.tokiomarinehd.com/ir/stock/meeting.html>)をご参照ください。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の評価に関し、全ての取締役および監査役を対象にアンケートを実施し、その結果を取締役に報告しております。その概要は次のとおりです。

取締役会の運営については、議案を取締役会へ上程するタイミングは適切である、取締役会は自由闊達で建設的な議論がなされている、社外役員の意見に対して真摯に対応している、当社から提供される情報は十分であるなど、概ね肯定的な評価を得ております。

一方で、一層平易な表現で資料を簡潔に記載する努力を要するとの指摘や、説明をより簡潔にすべき場合があるとの指摘もあり、こうした点については改善に努めております。

また、アンケート結果を踏まえ、取締役会で戦略的な論議をすべき重要なテーマを選定しており、これらのテーマについて論議時間を十分に確保することで、取締役会の更なる活性化を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、基本方針第22条に次のとおり規定しております。

(役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことが出来るよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

具体的なトレーニングの内容につきましては、次のとおりです。

当社およびグループ会社の新任の社内取締役および社内監査役を対象に、弁護士を講師とした取締役と監査役の義務と責任に関する研修を実施しております。

また、当社の新任の社外取締役および社外監査役を対象に、職責を果たすために理解が必須と考えられる当社グループの中期経営計画、リスクベース経営(ERM)、決算・保険会計、海外保険事業戦略、損害保険業界の概況をテーマとする研修を、就任前に実施しております。

加えて、当社および東京海上日動火災保険株式会社の新任の執行役員を対象に、リスクベース経営(ERM)および決算・保険会計をテーマとする研修を、その就任前に実施しております。

【原則5-1】

株主との建設的な対話に関する方針につきましては、基本方針第23条に次のとおり規定しております。

(株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- (1)当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- (2)当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
- (3)当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実に努める。
- (4)当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- (5)当社は、取締役会決議により定めた「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	41,070,200	5.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	37,873,300	5.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	26,776,552	3.53
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	15,779,351	2.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	12,921,585	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	12,731,542	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,823,900	1.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	11,101,934	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱商事株式会社口)	10,832,000	1.43
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	10,301,481	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

当社株式につき、2015年2月19日付でブラックロック・ジャパン株式会社から大量保有報告書の変更報告書が、2015年6月29日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量保有報告書の変更報告書が、それぞれ関東財務局長あてに提出されております。これらにつきましては、当社として2015年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数 更新	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三村 明夫	他の会社の出身者											
佐々木 幹夫	他の会社の出身者											
江川 雅子	他の会社の出身者											
樋口 泰行	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村 明夫	○	同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
		同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するた

佐々木 幹夫	○	定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	め。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
江川 雅子	○	同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
樋口 泰行	○	同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明	更新
------	----

当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置します。指名委員会においては、当社および主なグループ会社の取締役、監査役および執行役員の選任要件および選任・解任について審議し、取締役会に対して答申します。報酬委員会においては、当社ならびに主なグループ会社の役員報酬体系、報酬額の水準ならびに取締役および執行役員の業績評価等について審議し、取締役会に対して答申します。

指名委員会および報酬委員会は、各々5名程度の委員で構成します。原則として過半数を社外委員とするとともに、委員長は社外委員から選出します。本報告書の提出日現在において、両委員会はそれぞれ4名の社外委員を含む5名の委員で構成され、委員長は社外委員から選出しております。

指名委員会は、当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役、監査役および執行役員の選任要件および各候補者案について審議し、当社取締役会に答申を行いました。また、報酬委員会は、上記4社の役員報酬体系ならびに取締役および執行役員の業績評価等について審議し、当社取締役会に答申を行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門および会計監査人からそれぞれの監査計画および重点監査項目等に関する報告および監査結果に関する報告を受けております。各監査の実施主体が意見交換を実施することにより、相互に連携を図り、それぞれの監査の実効性を高めております。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川本 裕子	学者													
堀井 昭成	他の会社の出身者													
和仁 亮裕	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川本 裕子	○	同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する同氏の見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
堀井 昭成	○	同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	長年の日本銀行における役職員としての経験を通じて培われた同氏の見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。
和仁 亮裕	○	同氏は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載の当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する同氏の見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するため。また、同氏は、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動します。)および株式報酬型ストックオプションで構成し、非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成します。また、監査役に対する報酬は定額報酬のみで構成します。主なグループ会社の役員報酬も、原則として当社と同じ体系とします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者である当社および子会社の従業員は、それぞれの会社の執行役員です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上の取締役につき、個別に報酬額の開示を行う方針としております。2015年度は隅修三氏および永野毅氏が該当しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社および主なグループ会社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とします。

- 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保します。
 - 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化します。
 - 経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たします。
 - 経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図ります。
- なお、役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役による適切な監督、監査を確保するため、取締役会、監査役会等において内部統制部門、内部監査部門等から必要な情報を提供しております。取締役会および監査役会の事務局業務担当部門は、これらの情報提供が適時適切に行われるようサポートするとともに、社外取締役および社外監査役からの指摘・提言がその後の業務執行に活かされるよう、担当部門にフィードバックしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役・取締役会

当社取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定めます。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含みます。各取締役は、取締役会がこれらの責務を十分に全うできるよう努めます。当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任します。

取締役の数は、10名程度(定款上は15名以内)とし、このうち、原則として3名以上を社外取締役とします。取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とします。取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。本報告書の提出日現在において、当社の取締役会は社外取締役4名(うち女性1名)を含む12名の取締役で構成されております。

(2) 監査役・監査役会

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査します。

監査役の数は、5名程度(定款上は6名以内)とし、このうち、原則として過半数を社外監査役とします。本報告書の提出日現在において、当社監査役会は社外監査役3名(うち女性1名)を含む5名の監査役で構成されており、うち4名は財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 社外取締役・社外監査役

社外取締役が存在することにより、取締役の職務執行に対する取締役会による監督の実効性を確保しております。また、社外取締役から企業経営等の専門家としての見識に基づくアドバイスを受けることにより、重要な業務執行の決定を適切に行うことが可能な体制を確保しています。社外監査役が存在することにより、中立的かつ客観的な立場からの監査体制を確保しております。また、監査役会による監査の実効性を高め、当社の経営の透明性・健全性を維持することが可能な体制を確保しています。

現在の社外役員の選任の状況については、当社が社外役員に期待する上記の機能および役割が十分に果たされうるものであると判断しております。また、社外役員と当社との間には特別な利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社からの独立性を有しているものと判断しており、社外役員7名全員について独立役員として届出を行っております。

(4) 監査の状況

a. 内部監査

当社は、他部門から独立した内部監査部門が、東京海上グループ全体の適切な経営管理体制の構築に向けて、内部統制部門を含む各部門の業務執行の状況を監査しております。また、グループの内部監査に関する基本方針を策定して、グループ各社に対して、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、グループ各社から内部監査の結果および改善措置・改善計画等の遂行状況の報告を受けるなど、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況をモニタリングしております。当社およびグループ各社の内部監査結果のうち重要な事項については、当社取締役会に報告がなされ、グループ各社における業務の適切かつ健全な運営を確保しております。なお、2015年度末における当社の内部監査業務従事者は50名です。

b. 監査役監査

各監査役は、監査役会において決定した監査役監査基準、監査方針、監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役の職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことなどにより、取締役の職務の執行を適切に監査しております。また、子会社の重要な会議への出席、子会社からの業務状況の聴取、子会社監査役との連携等により、グループ全体の監査体制の強化に努めております。

c. 会計監査

当社は、PwCあらた監査法人と監査契約を締結し、財務諸表監査および財務報告に係る内部統制監査を受けており、その過程で内部統制部門は会計監査人に対して必要な情報を提供しております。当社の監査業務を執行した公認会計士はPwCあらた監査法人に所属する佐々木貴司、荒川進および出澤尚の3氏であり、当社に係る継続監査年数はいずれも7年以下です。また、2015年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士15名、その他20名です。

(5) 責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しております。

当社は「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めております。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意に指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としております。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月2日(木曜日)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年6月27日(月曜日)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	2004年から、インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年から「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を通じた議決権行使を可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集通知(株主総会参考書類、事業報告を含む)を作成し、当社ホームページ等に掲載しています。
その他	2016年6月2日(木曜日)の発送に先立ち、2016年5月27日(金曜日)に当社ホームページに招集通知を掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「東京海上グループ情報開示基本方針」を策定し、情報開示に関する基本方針および情報開示の方法について定めております。 URL/ http://www.tokiomarinehd.com/company/policy/info.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度につきましては、「東京海上グループの経営戦略」をテーマに取締役社長を説明者とする個人投資家説明会を行いました。また証券会社を通じて、IR担当役員、IR担当部署責任者等を説明者とする個人投資家向けの説明会を国内各地で計12回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年5月に新たに策定した中期経営計画「To Be a Good Company 2017」に関するIR説明会を開催し、同年11月には同中期経営計画に基づく2015年度事業計画の進捗状況に関するIR説明会を開催しました。また、四半期決算ごとにIR担当部門の責任者によるアナリスト・機関投資家向けの電話会議を開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米およびアジアにおいて、取締役社長、IR部署を管掌する取締役およびその他の役員等にて、延べ171社の海外投資家を個別訪問し、当社グループの事業計画とその進捗状況、決算概況および事業環境等につき説明しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、IR説明会資料、IR説明会の動画、統合レポート、主要子会社の月次業績速報の解説等をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部広報IRグループに専任者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<東京海上グループ経営理念> 東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていきます。 ●お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。 ●株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。 ●社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。 ●良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。

環境保全活動、CSR活動等の実施	東京海上グループは、経営理念の実践を通じて、社会の持続的発展に貢献しながらグループの企業価値を永続的に高めていくとの考えに基づき、全社員が企業の社会的責任(CSR)を実践するための行動指針である「東京海上グループCSR憲章」を定めています。「Green Gift」プロジェクトを通じたマングローブ植林、国内環境啓発活動およびエネルギー使用量の削減等を通じて地球環境保護に努めるとともに、国連グローバル・コンパクトへの参加や小学生向け教育プログラム「みどりの授業」「ぼうさい授業」による地域・社会への貢献等、積極的にCSR活動に取り組んでおり、活動内容の詳細を記載した「サステナビリティレポート」をホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「東京海上グループ情報開示基本方針」を定め、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努めています。
その他	【役員や管理職への女性の登用に関する現状】 2004年に8名だった女性管理職(役員を除く)は198名(2016年4月現在)と25倍に増え、営業、損害サービス第一線の責任者としても多くの女性が活躍しています。 更に経営に女性の意見、視点を多く取り入れる観点から女性役員の登用も積極的に進めています。当社の主要な子会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます。)では2名の女性執行役員のうち、1名は2015年度に常務に昇任しています。その他の国内グループ会社においても既に3社で女性役員が誕生しています。また、当社では社外取締役4名のうち1名、社外監査役3名のうち1名、東京海上日動では社外監査役3名のうち2名を女性としています。 【女性の登用促進に向けた取組み】 東京海上グループは、多様な価値観を持ち、意欲と能力のある社員が性別、年齢、国籍等に関わらず能力を最大限発揮していくことが、世界中のお客様に提供する商品、サービスの品質を高めていくうえでも重要であると考えています。 中でも国内グループ会社において4割以上を占める女性社員については、一人ひとりが、自律的にキャリアを構築し、より広いフィールドで活躍できるよう、さまざまな機会やチャレンジの場を提供しています。 例えば東京海上日動では、継続的に女性の管理職候補者や管理職を輩出するため、3つのK(「期待して」「鍛えて」「活躍する機会と場を提供する」)を基本姿勢とし、個々人のキャリアビジョンをふまえた役割の付与と年間を通じたOJT、部門を越えた人事異動や選抜制研修の実施等、本人の意欲と能力に応じて挑戦が可能な環境を整えています。 「働き甲斐・やりがいの向上、多様な働き方を認め支えることを実現する」をコンセプトに2016年4月に刷新した人事制度により、キャリアパスの選択肢を増やし、従来以上に幅広い部署での経験を通じた成長を図ります。 仕事と育児の両立を図る社員を休職前・休職中・復職後のすべてにわたり最大限支援するとの方針の下、「育児フルサポート8つのパッケージ」として社員のライフステージに応じた各種制度を設けています。また、育休中の社員を対象とした配偶者同伴セミナーや、上司同席の短時間勤務者セミナーを開催するなど、仕事と育児の両立を目指す意欲・能力のある社員が、活き活きと活躍し続けられるよう環境を整え、支援する取組みを行っています。 このようなグループ全体の女性活躍推進の取組みや実績、財務面でのパフォーマンス等が評価され、2013年度に続き2度目となる2015年度「なでしこ銘柄」に選定されました。また、2014年度には、東京海上日動が、厚生労働省が実施する「均等・両立推進企業表彰」ファミリー・フレンドリー企業部門で「厚生労働大臣優良賞」を受賞しています。 今後も意思決定の場に多くの女性が参画していくことを目指し、女性の管理職候補の育成、管理職輩出に向けて取組みを加速していきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき「内部統制基本方針」を定め、同方針にしたがって、グループ会社の経営管理体制、コンプライアンス、リスク管理等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを適切に整備しております。また、同方針に基づき、内部統制委員会は各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善について審議を行い、その結果を取締役に報告しています。

内部統制基本方針(2015年4月1日改定)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

a.当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社(以下「子会社等」という。)と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。

(a)グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。

(b)子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。

(c)子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。

b.子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

(2)当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。

(3)当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

(4)当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。

(5)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。

a.当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。

b.当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

c.当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。

d.当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。

(2)当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。

(3)当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。

(4)当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(5)当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

(1)当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。

a.当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。

b.当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。

c.当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。

(2)当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。

(3)当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、グループの中期経営計画および年度計画(数値目標等を含む。)を策定する。

(2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

(3)当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

(4)当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。

(5)当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。

(6)当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

(7)当社は、(1)～(6)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

(1)当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。

(2)監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制基本方針に基づき、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしています。

上記方針に基づき、当社は「東京海上グループ反社会的勢力等への対応マニュアル」を策定し子会社等に示すとともに、反社会的勢力に関する情報を収集し、子会社からの照会等への対応を行います。また、子会社は自社マニュアル等を策定し、研修等を通じて役職員に対して周知徹底を図ることにより、反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、適切な法的対応を行う体制を確保しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 情報開示に関する基本方針

(1) 基本的考え方

当社は、経営の透明性・公平性を確保し、ブランド価値の向上を目的として、適時・適切な情報開示に努めます。

当社は、情報開示にあたり、情報の収集ならびに開示の要否およびその方法等の決定を迅速かつ適切に行い、正確かつ公平に開示します。

(2) 情報開示基本方針

当社は、「東京海上グループ情報開示基本方針」を以下のとおり定め、当社ホームページに公表しています。

「東京海上グループ情報開示基本方針」

東京海上グループは情報開示にあたり、グループの「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR)」の観点から、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努めます。

1. 情報開示に関する基本方針

適時開示につきましては、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則って、迅速な情報開示を行います。

また、それ以外の情報に関しましても、お客様、株主・投資家、代理店、社員をはじめ、広く社会の皆様のご判断のお役に立つべく、迅速、正確かつ公平な情報開示に積極的に努めます。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所規則等に基づく情報開示に関しましては、「適時開示情報伝達システム (Timely Disclosure network : TDnet)」によって開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、その後、速やかに当社のホームページにも掲載します。

また、それ以外の情報に関しましては、当該情報の内容に応じて、適切な方法により開示します。

3. ご注意

この基本方針によって開示する情報は、東京海上グループの活動を正確、迅速かつ公平にお伝えする目的のものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 重要情報の把握と適時開示の体制

当社は、インサイダー取引防止規程および経営会議付議・報告基準等により、当社に関する重要な情報について、法務部長が一元的に把握する体制を構築しています。

重要情報を把握した法務部長は、金融商品取引法・施行令や証券取引所の定める開示基準に照らして開示が必要と考えられるときは、速やかに経営陣に報告のうえ、必要な手続を経て開示を行う体制としています。

当社の子会社に係る重要情報についても、当社内部統制基本方針およびグループ方針等ならびに子会社が定めるインサイダー取引防止規程、経営会議付議・報告基準および子会社等管理規程等により、当社法務部長が一元的に把握し、適時開示を行う体制としています。

(2) 適時開示体制に対するモニタリングの整備

当社は、内部監査に関する基本方針に基づきグループ各社において実効性のある内部監査体制を構築し、情報開示を含む業務運営の適切性を担保するための内部監査を実施しています。

当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施するほか、子会社の内部監査の実施状況や内部管理体制の状況等をモニタリングし、内部監査の結果のうち重要な事項については取締役会に報告しています。また、子会社の内部監査部門は、自社および孫会社の内部監査を実施しています。

【東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針】

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の充実に努める。

3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社 (当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。) の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。

3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。

4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。

3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社(東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。)の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(指名委員会の役割)

第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

(1)当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任

(2)当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

(指名委員会の構成)

第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(社外役員の独立性判断基準)

第16条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。

(1)当社の経営者または従業員である(あった)者

(2)当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者

(3)当社の役員と親族関係にある者

(4)当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者

(5)当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

(報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

(1)当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価

(2)当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

(1)役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。

(2)業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。

(3)経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。

(4)経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。

2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。

3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

(役員報酬体系)

第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。

2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。

3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

(事業子会社の統治方法)

第21条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。

3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

(役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことが出来るよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

(1)当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。

(2)当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。

(3)当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。

(4)当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。

(5)当社は、取締役会決議により定めた「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限

(改廃権限)

第24条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部担当の業務執行役員が行うことができる。

(別表)社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

(1)当社またはその子会社の業務執行者である者

(2)過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者

(3)当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者

(4)当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者

(5)当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者

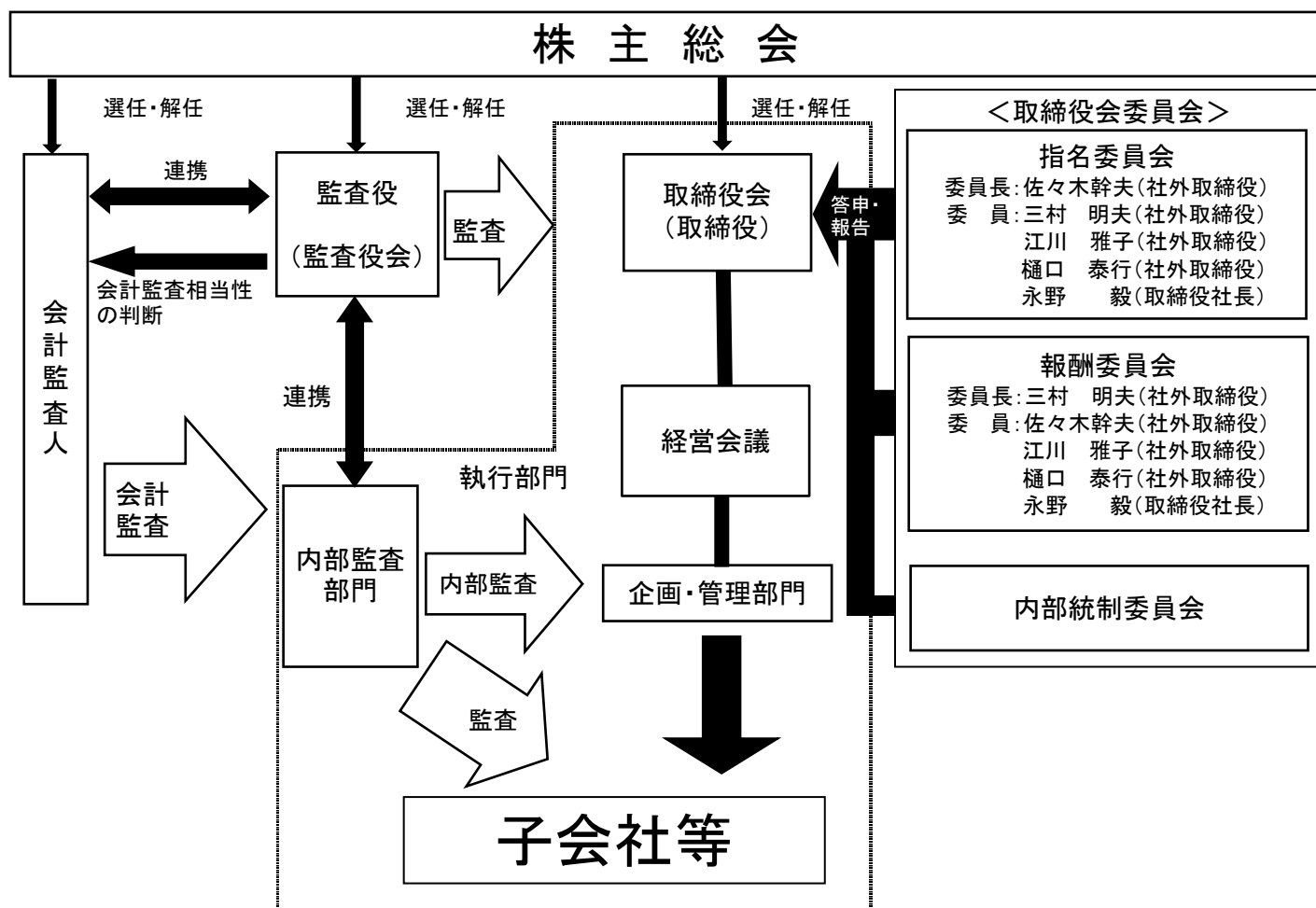
(6)当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者

(7)当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者

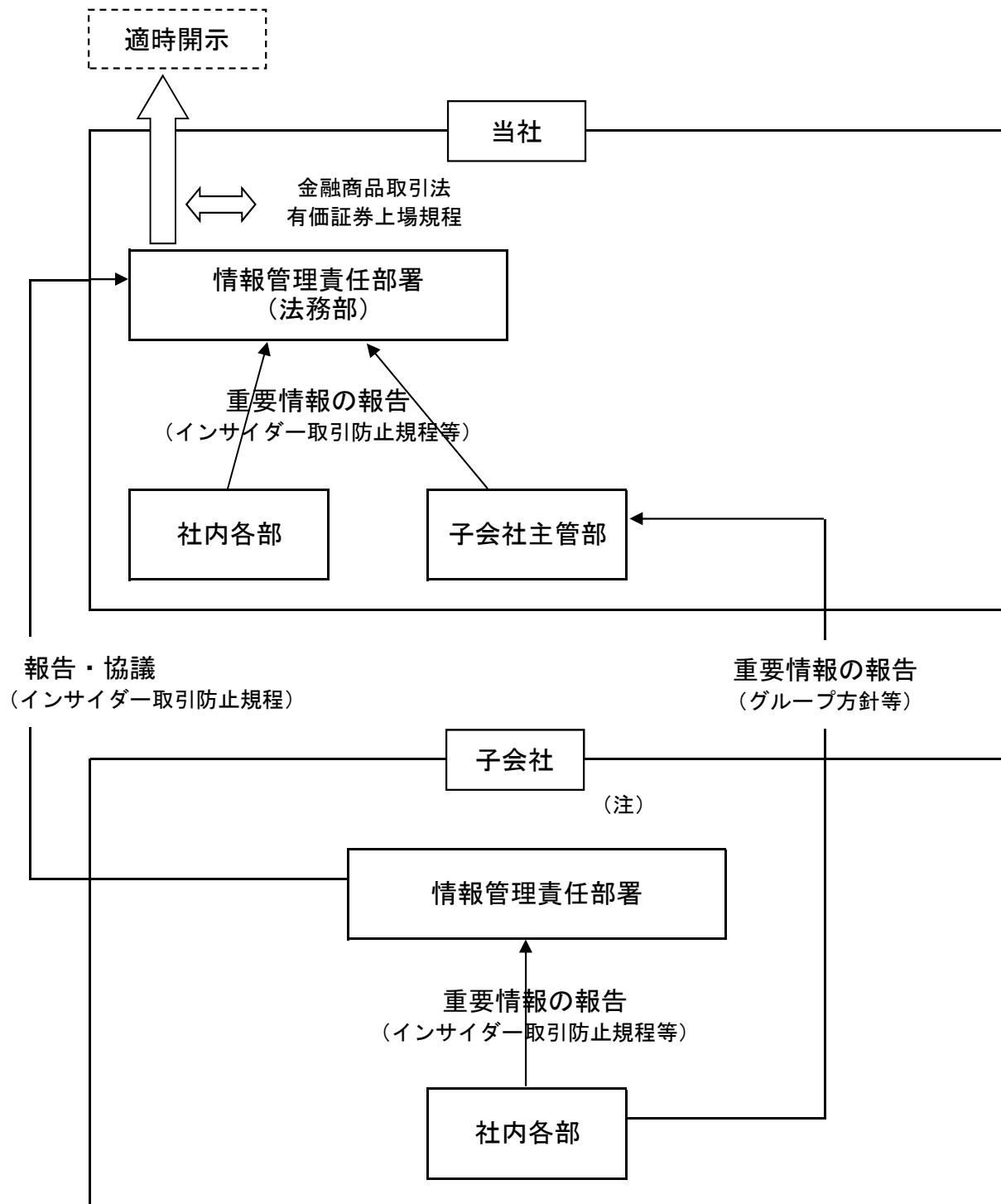
(8)当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの

(9)直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上



適時開示体制の概要（模式図）



(注) 当該子会社の子会社（当社の孫会社）についても、当社内部統制基本方針およびグループ方針等により、当該子会社に対して重要情報の報告がなされる体制としている。